

ファッションセンターしまむら常滑北店(8-7)

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

平成21年12月7日づけの県意見に対し、12月17日づけで届出事項を変更しない旨の通知が提出された。(法第8条第7項)

2 届出の内容(新設届出時)

届出年月日	平成21年5月29日		
店舗	店舗名称	ファッションセンターしまむら常滑北店	
	店舗所在地	常滑市常滑金山土地区画整理事業5街区15外14筆	
設置者	名称	株式会社しまむら	
	代表者	代表取締役 野中 正人	
	住所	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	
	備考	なし	
小売業者	名称	株式会社しまむら	
	代表者	代表取締役 野中 正人	
	住所	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	
	備考	なし	
店舗面積	1,130 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	61 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	10 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	85.5 m ²
廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり	
	容量	23 m ³	
施設の運営	営業時間	開店	午前10時
		閉店	午後8時
	駐車場利用時間帯		午前9時50分から午後8時10分まで
	駐車場出入口	数	3箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯		24時間	
新設する日	平成22年2月18日		

3 参考事項

敷地面積	3,499 m ²		
建築面積	1,297 m ²		
延床面積	1,245 m ²		
業態	衣料品専門店		
用途地域	準住居地域	—	—
備考	平成21年11月26日 基準面積以下(990m ²)で開店 平成21年12月 7日 法第8条第4項による県意見の通知 平成21年12月17日 しまむらより届出事項を変更しない旨の通知受理		

ファッションセンターしまむら常滑北店(8-7)

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	61台	歩行者動線	非分離	騒音配慮	大型車乗入れ位置の考慮	排ガス配慮	なし	
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	評価
東	1箇所	市町村道	8.4m	あり	45m	—	23	双方向	右左折混合	なし	○
西	1箇所	国道	24m	あり	23m	—	19	中央分離帯	左折のみ	なし	○
南	1箇所	市町村道	18m	あり	22m	—	28	双方向	左折のみ	なし	○
北	なし	—	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置		なし									

	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
評価	○	○	○	○	○

市町村の意見概要	対応
<p>現場を確認する限り、店舗駐車場における入退店誘導案内は移動式であり、風雨に耐えられない構造となっている。また、高さが約750ミリと車のボンネットにも隠れる構造のため、通常道路にて設置される高さ1800ミリ程度にするなど常設にされたい。路面表示についても、駐車線と比べ、細く・小さいため退店者全てに対して十分に明示されているとは言えず、大きさ・仕様などを変更し、来客の誘導が十分に図られるよう改善を望む。</p> <p>また、貴社は、現在の交通状況を見て事故等の問題はなく運営されていると判断し、特に支障ないとの回答であるが、特に入退店誘導案内は、風により倒れる状況が見受けられるなど、来客に対して必要かつ適切な表示がされていないと考えられる。</p> <p>そこで、今後、事故を未然に防ぐためにも、交通状況等の変化にかかわらず、速やかに使用を変更するなど措置を講じられたい。</p>	<p>○開店時さらに来客の多い年末年始も過ぎたが、現在の表示状況で問題が起こっておりません。</p> <p>○他店舗でも同様の表示をしていますが問題は起こっておりません。</p> <p>○今回、表示が倒れていたことがありましたが、店員が気づき次第、立て直しております。</p> <p>○今後、問題がでることがありましたら、弊社判断にて新たな対応も検討致します。</p>

県の勧告案
勧告を要しない

県の勧告に至る考え方
<p>県意見及び常滑市意見にあるように、現在の案内表示は十分な表示とは認め難いが、本店舗は既に基準面積以下で開店しており、その実際の運営状況を見る限り、まったく視認できない状況ではない。</p> <p>さらに、店舗周辺の交通状況を見ると、交通量も少なく、仮に表示を見逃した車両が右折入出庫を行ったとしても直ちに危険な状況になるとは言いがたい。</p> <p>以上のことから、勧告の要件である「著しい悪影響を及ぼす事態の発生の回避が困難と認めるとき」には該当しないと考えられる。</p>